

Nuts 居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 First Remedy が開設する Nuts 居宅介護支援事業所（以下「事業者」という。）が地域に根差し、利用者が持つ能力に応じ、できる限り自立した在宅生活が送れることを目指し居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者等に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、心身の状況・状態・環境に応じてサービス事業所の各情報を提供し、利用者の意思、選択により適正な介護サービスやその他、医療・福祉サービスが様々な事業所から適正に提供されるよう配慮し、支援していくことに努めるものとする。
2. 利用者に提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏するがないように公平中立に介護支援の提供を行う。
3. 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性・環境を踏まえて、可能な限り自宅でその能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援を行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、及び医療関係者とも緻密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。また、地域包括支援センターとの連携をとることで対応が困難な事例の紹介についても当事業所内で管理者が中心となり、どのような事例でも日常的に対応できる体制を日常的に事業所内での体制を整えておくこととする。

(虐待防止に関する事項)

第3条

1. 事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の発生または、その再発を防止する為次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第4条

1. 事業者は感染症や非常災害の発生において利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「計画」という。）を策定し当該事業所計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、従業者に対し、業務計画について周知するものとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事業所の名称等)

第5条

1. 事業者：医療法人社団 First Remedy
2. 事業所：Nuts 居宅介護支援事業所
3. 住所：〒402-0035 山梨県都留市夏狩 1719 201
4. 連絡先：TEL 0554-68-8366 FAX 0554-68-8369

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（主任介護支援専門員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。
2. 介護支援専門員 1名以上（常勤 1名は、管理者と主任介護支援専門員兼務）
介護支援専門員は、利用者からの依頼を受け、居宅サービス計画書を作成、各介護サービス事業所と連携、調整等行う。その他、各種相談に対する助言対応など行う。
3. 事務職員 1名（兼務）事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。祝祭日、8月 13 日～15 日、12月 29 日～1月 3 日までは除く
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
24 時間 365 日必要時に電話連絡等は、取れる事とし、必要な対応を行う事とする。
- ③ 必要な状況に応じては、24 時間連絡が取れ（転送電話等）必要な介護支援を行なう事とする（別紙参照）

(介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第8条

事業の提供方法、内容は次の通りとする。

利用者の相談を受け、居宅介護支援の依頼を受ける際は、運営規定・重要規定・契約書を文書で説明し、同意を得てから自宅へ訪問し、課題分析を行いサービス計画の原案を作成する。

*利用者の相談を受ける場所は、第5条に規定する事業所で行うが必要に応じ利用者本人、家族の自宅等で実施する場合もあり得る。

1. 居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等を行う。

2. その後計画に基づき、利用者本人、その家族、居宅サービス担当者出席のもとサービス担当者会議を実施し照会を行う。

サービス担当者会議の開催場所については第5条に規定する事業所内または、必要に応じ自宅等で実施することもある。

作成された計画を利用者本人、家族に説明同意を得るとともに居宅サービス担当者へも交付する。モニタリングの結果は、月1回程度自宅を訪問し状態の確認、把握を行い記録する。

3. 利用者本人の状態が変わった時、介護度に変更があった時、居宅サービス計画の変更を検討する必要があった時等、必要に応じてサービス担当者会議等を開催する。

4. 地域包括支援センターから支援対応困難な事例の紹介があった際には、管理者を中心に速やかに対応と支援が行える様に常に事業所内での体制を確保しておくこととする。

(料金)

第9条

1. 利用料金については、厚生労働大臣の定める料金とする。

2. 第10条に記載のある通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は下記の通り徴収することとする。

*通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル 44円（税込）の請求となる。

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は、都留市、富士吉田市、大月市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村とする

(緊急時等の対応)

第11条

介護支援専門員は、利用者に対する居宅介護支援の提供時に利用者の病状に急変その他、緊急事態が発生した時には、速やかに主治医に連絡をするなど措置を講じるとともに、管理者へも報告しなければならない。管理者は、必要に応じ速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。

事故の事由が事務所に帰す事由の場合、速やかに損害賠償を行います。

(衛生管理等)

第12条

事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要に応じて必要に応じて措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討するよう概ね6カ月に1回以上検討の機会を設け、その内容について介護支援専門員に周知徹底を図る。
2. 事業所内における感染症及びまん延防止の為の指針を整備する。
3. 事業所において、所属する介護支援専門員に対して感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を実施する。

(個人情報の保護、秘密保持)

第13条

1. 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の文書により同意を得る。
3. 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
4. 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することとする。

(身体拘束に関する事項)

第14条

事業所は、身体的拘束の適正化のため利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条

1. 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を隨時設けるものとしました、業務体制を整備する。
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 First Remedy 理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
3. 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規定は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

Nuts 居宅介護支援事業所 24時間連絡体制

*夜間緊急時等の対応および平日のご連絡先

0554-68-8366

- ・時間外および休日も事務所の電話が担当につながります。

*各担当ケアマネジャーへ連絡先

- ・相澤美穂子（管理者） 070-3103-7232
- ・高麗恭太 080-7129-5772